明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇九七～一〇九九）　一

〔公　告〕
諸事項　四

官庁
押収物還付関係　六

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　六

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　六

地方公共団体
教育職員免許状失効、行政処分関係　七

会社その他
会社決算公告　七

告　示

○国土交通省告示第千九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

三ツ池の森

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県多治見市星ヶ台三丁目一三番内四等三角点星ヶ台を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱三十三号を昭和四十一年農林省告示第百二十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三一〇度一五分四四秒　一号
五二〇・六九六メートルの地点　一号
標柱一号から二八六度三二分〇七秒　二号
一七・四三八メートルの地点　二号
標柱二号から三二六度一七分五八秒　三号
五三・八九〇メートルの地点　三号
標柱三号から三〇七度五一分一二秒　四号
一〇一・四七二メートルの地点　四号
標柱四号から三二五度二九分四八秒　五号
五六・〇五四メートルの地点　五号
標柱五号から二度五三分四九秒　六号
四五・九一一メートルの地点　六号
標柱六号から六二度四八分二〇秒　七号
一八・〇二六メートルの地点　七号
標柱七号から一一六度三八分一一秒　八号
二七・九二七メートルの地点　八号
標柱八号から五二度一一分〇七秒　九号
二九・七八七メートルの地点　九号
標柱九号から一四六度三二分一七秒　十号
一一一・三二九メートルの地点　十号
標柱十号から一二二度二七分〇三秒　十一号
六四・七七三メートルの地点　十一号
標柱十一号から五一度二三分三五秒　十二号
一六・七九五メートルの地点　十二号
標柱十二号から三四一度〇一分一三秒　十三号
一二六・六三八メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三度二七分三六秒　十四号
三四・〇六六メートルの地点　十四号
標柱十四号から八五度三八分二四秒　十五号
六一・六三八メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇六度四三分三〇秒　十六号
六一・五二五メートルの地点　十六号
標柱十六号から一五度五七分三八秒　十七号
六六・四八六メートルの地点　十七号
標柱十七号から七五度二三分〇二秒　十八号
三四・〇六三メートルの地点　十八号
標柱十八号から一二三度二八分二二秒　十九号
七〇・〇五六メートルの地点　十九号
標柱十九号から二〇〇度一九分〇七秒　二十号
七七・〇五五メートルの地点　二十号
標柱二十号から一五〇度五一分一三秒　二十一号
五五・三一五メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一七三度〇七分一一秒　二十二号
三五・三四九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五七度四七分三三秒　二十三号
一三五・二二六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一三三度一六分五七秒　二十四号
三五・七九九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一〇五度四〇分四五秒　二十五号
二九・七四九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一五四度〇六分一〇秒　二十六号
一〇〇・〇九三メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一五六度〇四分四三秒　二十七号
五〇・八五一メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二四七度四七分四八秒　二十八号
二七・七二七メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一五八度〇三分三三秒　二十九号
二二・三七六メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一四七度二六分〇六秒　三十号
六九・三九〇メートルの地点　三十号
標柱三十号から一七八度〇五分四九秒　三十一号
一八・五八八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一五六度五二分四五秒　三十二号
三四・三七八メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二一九度三四分四二秒　三十三号
一一・九三三メートルの地点　三十三号

○国土交通省告示第千九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

どんぐりの森

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県多治見市市之倉北を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号から四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十二号で指定した土地の区域、平成十二年建設省告示第百三十号で指定した同号五に掲げる土地の区域及び岐阜県多治見市市之倉町八丁目六三番を除く。）

基準点から五二度五〇分四二秒　一号
二〇・四二一メートルの地点　一号
標柱一号から五五度一八分〇〇秒　二号
三九・四五一メートルの地点　二号
標柱二号から四二度〇三分三六秒　三号
二八・九八〇メートルの地点　三号
標柱三号から三四九度二五分五一秒　四号
三六・五九八メートルの地点　四号
標柱四号から三二六度五四分三九秒　五号
二二・三六八メートルの地点　五号
標柱五号から二九四度二〇分三三秒　六号
一九・一七七メートルの地点　六号
標柱六号から三四度二三分四七秒　七号
九七・五二〇メートルの地点　七号
標柱七号から一〇六度三〇分四二秒　八号
一九・〇一四メートルの地点　八号
標柱八号から六八度四四分〇七秒　九号
四九・六九四メートルの地点　九号
標柱九号から六八度四四分〇六秒　十号
七五・四九三メートルの地点　十号
標柱十号から二五度二七分〇一秒　十一号
一〇五・四一三メートルの地点　十一号
標柱十一号から〇度〇四分五七秒　十二号
六五・三五二メートルの地点　十二号
標柱十二号から二九〇度三一分四九秒　十三号
一七・六三六メートルの地点　十三号
標柱十三号から九度二七分一四秒　十四号
四六・四二八メートルの地点　十四号
標柱十四号から三度五五分二四秒　十五号
六七・五二四メートルの地点　十五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可